

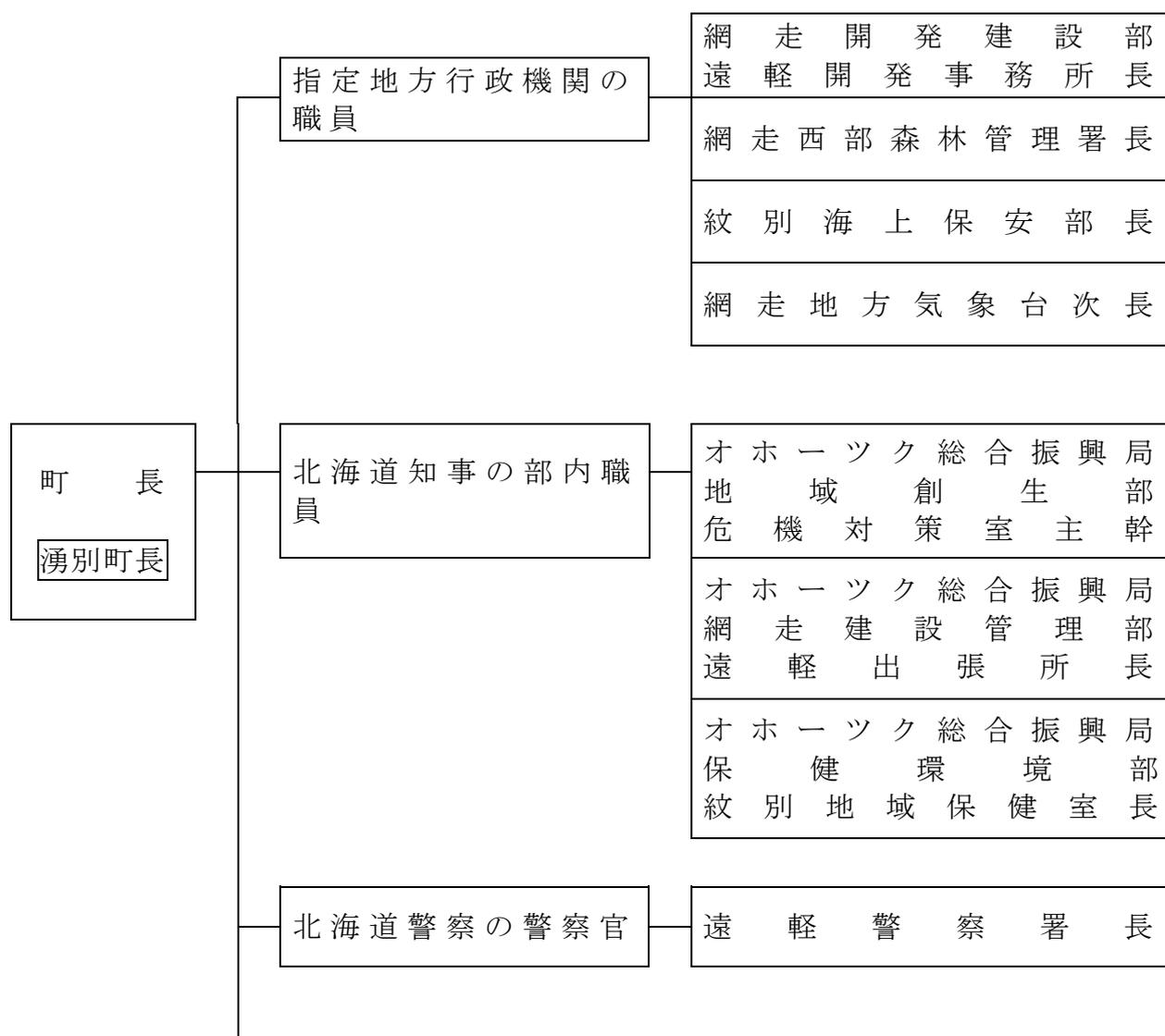
第2章 防 災 組 織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防 災 会 議

町長を会長とし、湧別町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものでありその所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施について推進すると共に、災害情報の収集、関係組織相互の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は次のとおりである。



町長の部局職員	副町長及び課長等
教育委員会の部内職員	教育長及び課長等
消防団長・副団長 及び消防署出張所長	遠軽地区広域組合消防署 湧別出張所長及び 上湧別出張所長
	湧別町消防団長及び副団長
自治会長	自治会長
指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員	町内郵便局長
	東日本電信電話(株)北海道事業部 設備部災害対策室長
	北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店遠軽ネットワークセンター所長
	遠軽医師会長
公共的団体及び町長 が認める団体の職員	湧別町農業協同組合 参事
	えんゆう農業協同組合 参事
	湧別漁業協同組合 常務理事
	遠軽地区森林組合 参事
	湧別町商工会 事務局長
	北海道北見バス(株) 遠軽営業所長
	湧別建設業協会 会長

2. 防災会議の運営

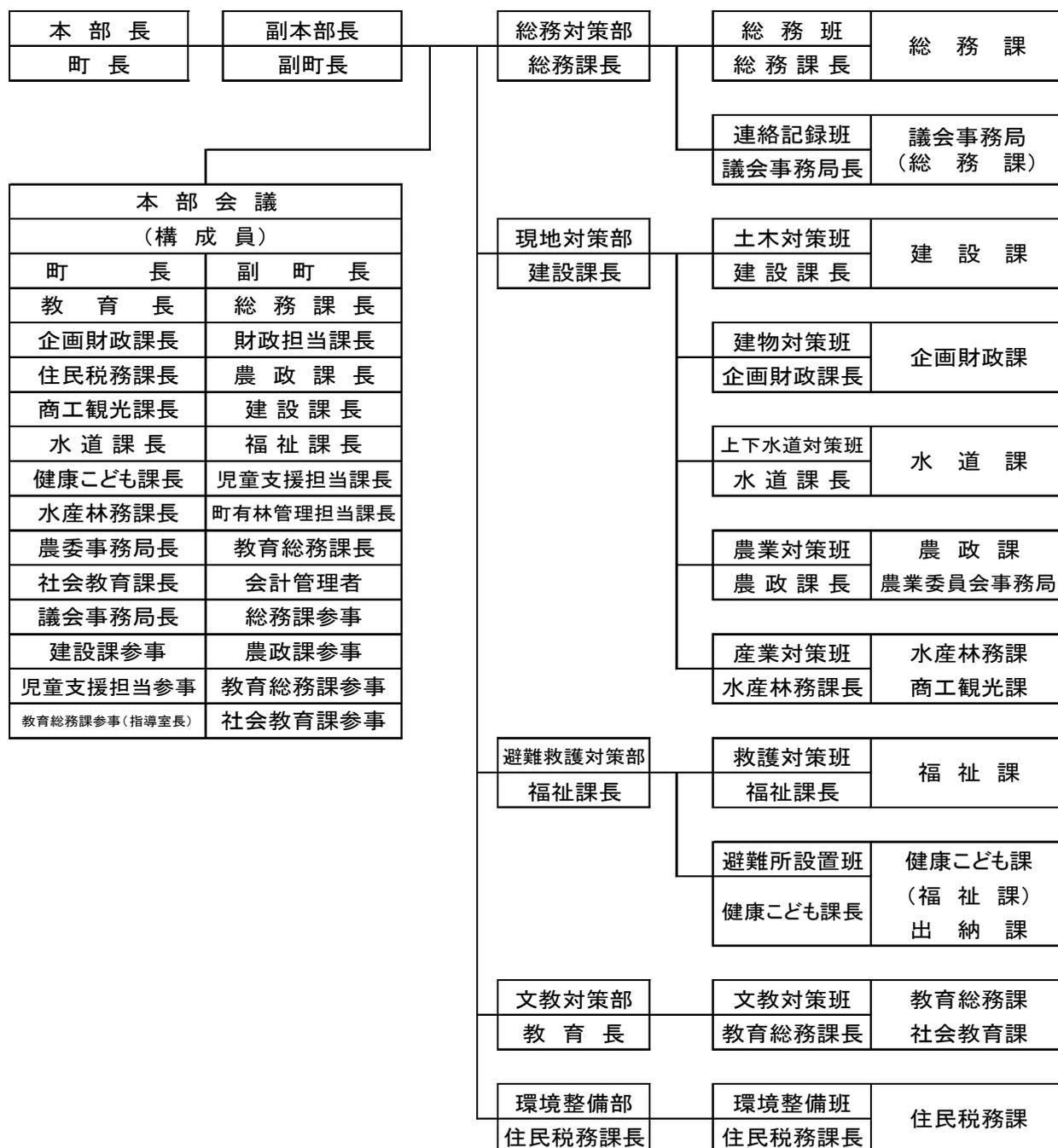
防災会議の運営は、湧別町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）で必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。

また、町長は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1. 組 織



2. 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

部 班 名		対 策 業 務
総 務 対 策 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の総合調整に関すること。 2. 災害対策本部の設置運営に関すること。 3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の受理伝達に関すること。 4. 災害情報の収集及び報告に関すること。 5. 庁内の非常配備体制に関すること。 6. 自衛隊災害派遣要請依頼に関すること。 7. 災害日誌及び記録に関すること。 8. 災害統計に関すること。 9. 地域自治会の活動及び督励に関すること。 10. 災害救助法の適用業務に関すること。 11. 職員の非常招集に関すること。 12. 消防機関の出動要請に関すること。 13. 沿岸排出油災害対策に係る協力に関すること。 14. 災害関係予算の編成及び経理に関すること。 15. 災害復旧総合計画に関すること。 16. 部内の調整に関すること。 17. その他各部、班に属さないこと。
	連絡記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害広報に関すること。 2. 災害記録写真撮影に関すること。 3. 各部、班及び関係機関の連絡調整に関すること。 4. 各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告すること。
現 地 対 策 部	土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害地の通行路線の決定に関すること。 3. 災害時の関係河川の情報収集に関すること。 4. 障害物の除去及び除雪に関すること。 5. 災害時の復旧資材等の確保に関すること。 6. 車両借上げ及び町有車の運行管理に関すること。 7. 災害時の輸送計画に関すること。 8. 部内の調整に関すること
	建物対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害建築物の調査及び応急対策に関すること。 2. 応急仮設住宅の設置に関すること。 3. 災害時の建築用資材の確保に関すること。 4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	上下水道対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 災害時における応急給水に関すること。

現 地 対 策 部	農 業 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業被害状況調査及び応急対策に関する事。 2. 農地及び農業施設の災害復旧に関する事。 3. 被災家畜の防疫及び衛生に関する事。 4. 被害作物の防疫に関する事。 5. 家畜飼料の確保に関する事。 6. 家畜の避難に関する事。
	産 業 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3. 水産養殖物、養殖施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 4. 林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 5. 被災林野の防疫に関する事。 6. 治山、林道等の被害調査及び応急対策に関する事。 7. 被災企業の被害調査及び応急対策に関する事。 8. 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。
文 教 対 策 部	文 教 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 災害時の応急教育に関する事。 3. 災害時における学用品の給与に関する事。 4. 罹災学校の医療、防疫に関する事。 5. 罹災学校児童生徒の避難誘導に関する事。 6. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7. 社会教育施設入場者の避難誘導に関する事。 8. 災害時における文化財の被害調査及び保護対策に関する事。
避 難 救 護 対 策 部	救 護 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の救助計画及び実施に関する事。 2. 救助機関との連絡調整に関する事。 3. 特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、ケアハウス来夢等、町内施設入居者の避難誘導の連絡調整に関する事。 4. 保育所児の避難誘導に関する事。 5. 独居老人等の避難誘導に関する事。 6. 行方不明者の捜索に関する事。 7. 被災地の死体捜査及び処理埋葬に関する事。
	避 難 所 設 置 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の設置計画及び実施に関する事。 2. 被災者の受入れに関する事。 3. 災害時の医療及び助産に関する事。 4. 感染症予防に関する事。 5. 被災者の健康管理及び保健指導に関する事。 6. 避難所の炊き出し、食料の給与に関する事。 7. 救援物資の調達、給与に関する事。
環 境 整 備 部	環 境 整 備 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の防疫及び清掃に関する事。 2. 被災地の環境保全に関する事。（ごみ等の処分） 3. 被災者の被害地への立入り制限に関する事。 4. 被災地の死亡獣畜処理に関する事。 5. 家庭動物等対策に関する事。

3. 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設 置

災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定により、本町地域において次に掲げる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に防災の推進を図るため必要と認めるとき、町長は、災害対策本部を設置する。

ア、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ、災害が発生しその規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

ウ、気象、地象、地動及び水象について情報又は特別警報・警報を受け非常配備の必要があるとき。

エ、震度 5 弱以上の地震が発生し、又は沿岸部に津波警報が発表されたとき。

(2) 廃 止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

(3) 公 表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成機関、オホーツク総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。又廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 町長の職務代理

災害時に町長との連絡が取れないような場合における災害対策本部設置等に関する町長の職務代理者の順位は次の通りとする。

ア、町長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は副町長とする。

イ、副町長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は総務課長とする。

ウ、総務課長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は湧別町課設置条例（平成 21 年条例第 8 号）第 1 条に規定する課長の順番とする。

4. 標 識

(1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板（別図 1）を掲出するものとする。

(2) 本部長、副本部長、本部員、各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章（別図 2）を帯用するものとする。

(3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗（別図 3）を付けるものとする。

5. 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の開催

ア、本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

イ、本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

ウ、本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

(2) 本部員会議の協議事項

ア、本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

- イ、災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ウ、応急対策実施に伴う各班の配置人員に関する事。
- エ、関係機関に対する応援の要請に関する事。
- オ、その他災害対策に関する重要な事項。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

6. 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア、本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

イ、非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 非常配備体制

区 分	配備の体制	配備の内容	任 務	担当部員
第1非 常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき 2. 震度3以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に津波注意報が発表されたとき 3. その他特に本部長が必要と認めたとき 	<p>気象警報、情報を関係機関に伝達するとともに、危険区域の状況調査を行う。</p> <p>状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の伝達 2. 情報収集 3. 状況の調査、把握 4. 関係機関との連絡調整 	<p>総務対策部全部員</p> <p>現地対策部各班長</p>
第2非 常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2. 震度5弱以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に津波警報が発表されたとき 3. その他特に本部長が必要と認めたとき 	<p>災害応急対策のため、応急対策、救助活動、避難所の開設など、災害発生とともに直ちに非常活動ができる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡調整 3. 応急対策 4. 救助救済対策 5. 避難所の開設、収容 	<p>総務対策部</p> <p>現地対策部</p> <p>文教対策部</p> <p>避難救護対策部</p> <p>環境整備部の全部員</p>
第3非 常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備体制を指令したとき。 2. 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 3. 震度6弱以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に大津波警報（特別警報）が発表され、広域にわたって甚大な被害が予想されるとき。 4. 予想されない重大な災害が発生したとき。 5. その他本部長が必要と認めたとき。 	<p>災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡調整 3. 応急対策 4. 救助救済対策 5. 避難所の開設、収容 	<p>総務対策部</p> <p>現地対策部</p> <p>文教対策部</p> <p>避難救護対策部</p> <p>環境整備部の全部員</p>

(備考)

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

7. 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

- (1) 総務対策部は本部長の非常配備決定に基づき本部員及び非常配備に係る各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班長より通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

8. 非常配備体制の活動要員

- (1) 本部の活動開始及び終了

ア、活動の開始

災害時災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ、活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し解散するものとする。

- (2) 非常配備体制下の活動

ア、第1非常配備体制下の活動

- (ア) 総務班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり気象情報、警報の收受、伝達を行う。
- (イ) 総務班長は、雨量、水位等に関する情報を関係先より収集する。
- (ウ) 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ、第2非常配備体制下の活動

- (ア) 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともにその状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要さを班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

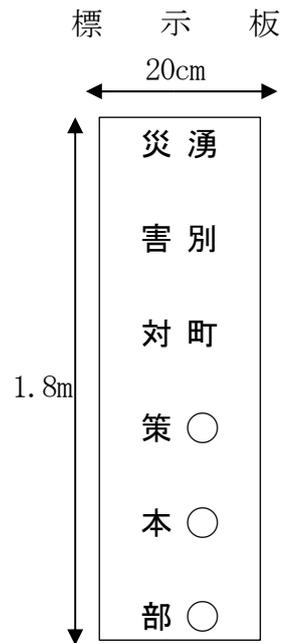
ウ、第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

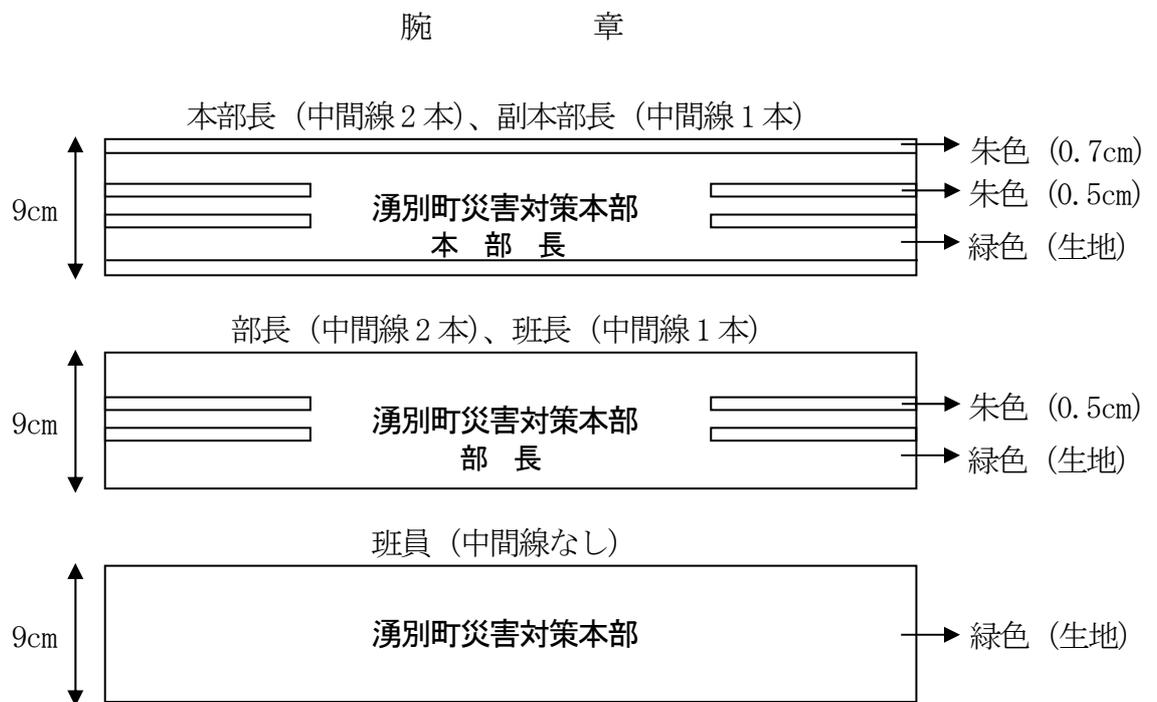
(3) 本部連絡責任者

総務対策部連絡班長は本部連絡責任者として、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達するものとする。

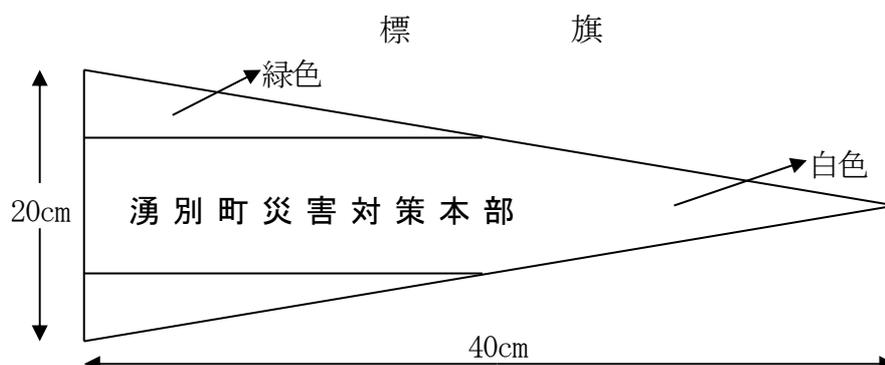
別図1



別図2



別図3



第3節 住民組織の協力及び災害ボランティアの受入れ

災害時において、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

また、災害応急対策のため、協力申出のあったボランティアの受入れについて、災害対策活動の状況に応じて受け入れるものとする。

1. 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難場所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求める事項。

2. 協力要請先

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

自治会及び団体名	連絡先	連絡方法
港 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
曙 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
緑 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
栄 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
錦 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
川 西 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
信 部 内 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
登 栄 床 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
東 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
上 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
東 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
西 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
志 撫 子 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
計 呂 地 自 治 会	会長宅	電話及び口頭

旭自治会	会長宅	電話及び口頭
5の3自治会	会長宅	電話及び口頭
東町自治会	会長宅	電話及び口頭
北町自治会	会長宅	電話及び口頭
中町自治会	会長宅	電話及び口頭
南町自治会	会長宅	電話及び口頭
5の1自治会	会長宅	電話及び口頭
屯市自治会	会長宅	電話及び口頭
4の3自治会	会長宅	電話及び口頭
4の2自治会	会長宅	電話及び口頭
4の1自治会	会長宅	電話及び口頭
開盛自治会	会長宅	電話及び口頭
上富美自治会	会長宅	電話及び口頭
富美自治会	会長宅	電話及び口頭
札富美自治会	会長宅	電話及び口頭

3. 災害ボランティアの受入れ

(1) ボランティア団体等の協力

町長は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、ボランティアセンターを設置するなどして、災害応急対策の実施について協力を受ける。

(2) ボランティアの受入れ

町長は、道、社会福祉協議会及び関係機関と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努める。また、受入れに際し次の事項に留意し行う。

- ①総務対策部総務班が受入れ窓口を設置する。
- ②受入れに際し、ボランティア参加者の氏名、住所、年齢、血液型、活動参加期間等を把握する。
- ③湧別町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動参加者の保険加入を行う。

(3) ボランティアを受入れし、協力要請する事項はおおむね次のとおりとする。

- ①災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ②炊出し、その他の災害救助活動
- ③高齢者、障害者等の介護、看護補助
- ④清掃及び防疫
- ⑤災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ⑥応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑦災害応急対策事務の補助

4. ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。